平成28年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

東永谷地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載 してください。

地域の現状と課題ついて

東永谷地域ケアプラザは東永谷地区センターとの合築館で多くの方々が利用する施設です。担当する地域は大久保最戸連合、永谷連合、永野連合になります。

① 大久保最戸地区

5つの町内会・自治会によって構成されており、高齢化率は 18%です。上大岡駅周辺に位置し、買い物や交通が便利な生活しやすい地域です。社宅跡地のマンションの建設により、子育て世帯の増加がみられ、近隣の小学校は、区内最大の児童数となっています。一方で高齢者の単身世帯も増加し、全体では町内会未加入者の増加も見られます。

② 永谷地区

9つの町内会・自治会によって構成されています。一部の自治会では、高齢化率が29% (港南区25%)と高い場所もありますが、子育て世帯も多く、全体では19%の高齢化率です。地域活動が盛んで、地区社協と連合とが互いに連携・協力しながら、地域づくりに前向きに取り組んでいる地域です。今後は、地域の担い手が増えることが重要となります。

③ 永野地区

港南区で一番大きな連合のため、4ヶ所の地域ケアプラザと特養併設の地域包括支援センターが関わっている地域であり、高齢化率は 25%です。当地域ケアプラザは、地域包括支援センターとしてエリアを担当していますが、他の地域ケアプラザ等、関係機関との連携が重要な地域と考えます。

また、港南区で一番大きな連合のため、多くのケアプラザが関係している地域です。 当ケアプラザは、地域包括支援センターとしてエリアを担当していますが、他のケ アプラザと連携し、地域づくりに参加していきます。

ア 施設の維持管理について

地区センターとの合築館として、多くの方に利用していただいています。快適に利用していただけるよう、安全性を保守し、設備については、専門家による定期点検の 実施し、小破修繕を実施することで大事故につながらないよう努めます。

- ① 横浜市社会福祉協議会の運営する地域ケアプラザとして、活動理念である「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくり出す」を基本に運営します。
- ② 世代を問わず(子ども、団塊の世代、高齢者等)また、障がいの有無にかかわらず、地域の特性を活かし、地域の方々が主役になるよう事業を実施し、地域福祉 の推進に努めます。
- ③ 個人情報を厳密に取扱い、漏洩事故を起こさない仕組みを管理し、利用者の安全 と安心の保障に努めます。また、苦情についてはその大小に関わらず真摯に受け 止め、事業内容や接遇が適切に実施できるよう反映させます。
- ④ 高齢者のみではなく、障がい児・者、子育て関係等様々な利用が想定されるため、施設内の通路をはじめ各部屋、トイレ、洗面所等、誰もが使いやすいよう整理整頓を心がけます。また施設への経路、施設内案内図、施設の機能やサービス内容を見やすく、わかりやすい表示や言葉遣いに努めます。
- ⑤ 委託契約に基づく施設管理、清掃業務が正常に遂行されているかを確認します。
- ⑥ 建物整備の保守管理や改善のための短期・中長期計画の立案と予算確保を行います。
- ⑦ 利用者から話しかけていただきやすい関係作りを行うとともに、施設内にご意見 箱 (2個)を設置し、常に利用者の声を施設運営に反映出来るよう取組みます。

イ 効率的な運営への取組について

指定管理者として公的な施設である地域ケアプラザの役割を認識し、限られた予算内で適正な運営を行うため、経費の削減、資源の有効活用に心がけ、光熱水費の削減に努めます。

- ① 予算管理に基づく効率的な経営を実施します。
- ② 省エネルギー対策、物品のリサイクル、ごみを出さない工夫等を職員全員で意識を持って実施します。
- ③ 併設の地区センターと協力して効率的な運営に取組ます。

ウ 苦情受付体制について

利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして苦情解決を位置づけ、サービスや事業の質の向上に向けて、取組ます。

- ① 利用しているサービスに対し、意見・要望を申出しやすくし、その申出をきちんと受け止める事を職員全員の姿勢とします。
- ② 職員一人ひとりが、この姿勢と心構えをもちながら、「苦情解決」に積極的に取り組む事が出来るよう法人のマニュアルを用い適切に対処します。
- ③ 苦情受付担当者及び実務責任者を置き、館内にわかりやすく掲示します。
- ④ 法人にて苦情解決調整委員会を開催し、苦情の報告及び評価を実施します。
- ⑤ 法人内の他施設・他部署と苦情並びにその対応を共有することにより、一施設の問題でなく組織全体のものと受け止め、サービスの向上に努め苦情の発生を未然に防ぐ取組を行います。

エ 緊急時 (防犯・防災・その他) の体制及び対応について

緊急時の体制を確立し、公の施設としての災害時の対応や防災・防犯の備えを行います。

- 緊急対応マニュアルを備えます。
- ② 防災・消火・避難訓練を定期的に実施します。
- ③ 地域との交流を密にして、放火や破壊行為等に対しての協力体制を構築します。
- ④ 地域の行事等にも積極的に参加し、自治会、周辺住宅、地域防災(医療)拠点等 関係機関と日頃から顔の見える関係をつくり、有事に備えます。
- ⑤ 必要時に対応できるよう、AEDの日常点検を行います。
- ⑥ 災害時の特別避難場所としての役割を認識し、災害時に対応できるよう区役所等と連携しながら体制整備を推進します。

オ 事故防止への取組について

法人が運営する施設の事故報告を集計分析し、法人内の館長所長会で報告を行い共有します。その結果を受けて施設で、事故の分析、再発防止に向けた検討・対応を行い、事故防止へ役立てます。

- ① 事故や感染症の発生、職員の労災、火災発生等がゼロである事を目指し、ケアプラザ全体で、「リスクマネジメント」を行う仕組みをつくり、実施します。
- ② 事故対応マニュアルをはじめとする、各種マニュアルの整備を行います。
- ③ リスクの分析・評価と事故防止策の検討を行います。
- ④ 対応策の振り返り・評価と体制の見直しを行います。
- ⑤ 事故の発生に至らない場合でも、ヒヤリハット事例として職員間で共有します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

個人情報の保護については、法人の「保有する個人情報の保護に関する規程」に適切な取扱いについて必要な事項が定められています。また、「地域ケアプラザ等における個人情報の取扱基準」により具体的な作業方法が示されています。これに基づき対応します。

- ① 職員全体会議等を利用し研修を実施し、職員全体で個人情報取扱の重要性について認識し対応を行います。
- ② 個人情報が含まれるケースファイル等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への資料の持ち出し、机上放置をいたしません。契約書・重要事項説明書・フェイスシート・アセスメント表・介護保険申請書等の書類は、外部への持ち出しが不可欠なので、携行にあたっては、訪問先から直帰しない、自転車の荷物カゴに入れる際は盗難防止カバーをかぶせる等の基本的注意を常に怠らないよう細心の配慮に努めます。「個人情報持出し簿」にて日常管理を行います。
- ③ 守秘義務については、明文化したものを全職員はもとより、ボランティア・実習生 等事業に携わる者すべてに配布、説明します。

キ 情報公開への取組について

法人の情報公開制度を基にして、適切に取組ます。

- ① 保有している文書(電磁的記録を含む)を対象とします。ただし、文書に個人の プライバシー情報や法令等の規制で公にすることが出来ない情報など、開示できないものを明確にします。
- ② 公開に際しては個人の不利益にならないこと、責任者の判断を得ること等を徹底します。
- ③ 窓口に閲覧用の決算書、個人情報取扱業務概要説明書、その他情報公開用資料を 常に設置し、施設概要、サービス内容等広報資料を見やすく、わかりやすく、常 に最新の情報が提供されるよう更新していきます。

ク 人権啓発への取組について

横浜市の人権に関する指針や啓発に関する計画に準じて、職員及び地域住民に対する啓発に取り組みます。

- ① 外部機関が開催する研修への参加機会を増やすとともに、職員会議等を利用し、 職員全体で人権感覚・人権意識の向上を図ります。
- ② 相手の立場に立って、窓口を含めたケアプラザ館内の環境改善、わかりやすい説明 や表示・広報物の作成などに努めます。
- ③ 差別や偏見がなく、誰もが安心して生活できる地域づくりのため、認知症や障害の正しい理解促進を図るための講習会や学生に対する福祉教育に取り組みます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

「エコプラザ」を目標に環境や資源に優しい運営を行います。また、ごみを出さないよう努めるほか、分別を徹底し、環境破壊にならないよう取組ます。

- ① 光熱水費の削減のため、未使用の部屋の消灯や節水に努めるとともに、必要最低限の電力消費に努めます。
- ② 室内温度の設定も夏は28度、冬は20度に設定を行い、「緑のカーテン」や通 所介護事業で使用したお風呂の水や精製水等を活用した定期的な散水(打ち水) により、ヒートアイランド対策による温室効果ガス排出量削減効果や節水の取り 組みを行います。
- ③ デイサービスのお風呂の水を植物の水やりに活用し、水道料を削減します。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

≪職員体制≫

管理者保健師等1名 (常勤兼務)主任ケアマネジャー1名 (常勤兼務)社会福祉士2名 (常勤兼務)介護支援専門員2名 (非常勤専従)

≪目標≫

〇要支援 1・2 と認定された地域の高齢者に対し、本人ができることはできる限り行なうことを基本とし、また利用者の主体性を尊重し、自立支援を目指したプラン作成で行動意欲を高め、家族等の協力を得ながら、自立した生活が維持できるよう支援します。また、総合事業対象者に対しても同様に、自立支援の視点でケアプラン作成を行い、誰もが安心して自分らしく暮らせることが実現できるような支援を行っていきます。

○委託契約を結んでいる居宅介護支援事業所との連携及び支援を随時行います。

≪実費負担(徴収する場合は項目ごとに記載)≫

●実費負担はありません

≪その他(特徴的な取組、PR等)≫

- ①利用者本位のサービスに取り組みます。
- ②ご自身らしく生活できるよう充分に本人、家族と相談しながら計画をたてます。
 - 〇利用者の自立に向けた目標志向型プランの作成に努めるため、地域の社会資源 を活用し「包括的・継続的な地域生活支援」ができるよう、居宅介護支援事業 所と協力をしていきます。
 - 〇高齢者自身が自ら意欲の向上を図れるような知識の提供、日常生活における取組について丁寧な説明と、利用者本人が生活上の課題と改善について気付いていただけるよう提案をしていきます。
- ③支援システムを活用し、事務作業を効率化しています。
- ④自主ケアプラン点検を定期的に行い、職員全員で自立支援に向けたよりよいケアプラン作成の為に研修を行っています。

【単位:人】

≪利用者目標≫

※ 単位は省略してください。

4 月	5 月	6 月	7 月	8月	9月
220	220	220	220	220	220
10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
220	220	220	220	220	220

● 居宅介護支援事業

≪職員体制≫

管理者 1名(常勤)

介護支援専門員 8名(常勤兼務1名、常勤専従1名 非常勤7名)

≪目標≫

本会の活動理念に基づき、地域の社会資源として他部門と情報を共有し、地域住民の安心した生活が継続するよう積極的な姿勢で事業に取り組みます

- 1 利用者の意思を尊重し心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域 で自立した日常生活(要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等)ができることを 目標に居宅サービス計画を作成します。
- 2 関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密 な連携を図り、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように 調整し、常に利用者の立場で公正中立な居宅サービス計画を作成します。
- 3 介護支援専門員等の資質向上を図るため、採用時研修(採用後6ヶ月以内)、定期研修(年1回以上)等の機会を設け、業務体制を整備します。

≪実費負担(徴収する場合は項目ごとに記載)≫

- ●利用者の負担金はありません。(ただし介護保険料滞納の場合は負担が発生します。)
- ●担当者が、サービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その利用した公共交通機関の運賃実費の負担をお願いする場合もあります。

≪その他(特徴的な取組、PR等)≫

- ●利用者の個別性を尊重し、個々のニーズに沿ったサービス計画を作成し、インフォーマルサービスも含めた適切な情報提供をします。
- ●質の高いサービス提供ができるように支援体制を強化し、地域包括支援センター 等関連機関との連携に努め、課題解決に積極的に取り組みます。
- ●適時にケアマネジャーの空き情報を提供し、新規申し込みを受け入れます。
- ●相談等を受ける中から把握した個別の課題を地域課題と捉え、必要なサービス開発に結びつけるための取り組みや連携を他部門と図ります。
- ●居宅支援事業は地域の社会資源として最も身近な課題を把握する重要な役割を 自覚して業務に努めます。

【単位:人】

≪利用者目標≫

※ 単位は省略してください。

4 月	5 月	6月	7月	8月	9月
1 4 7	1 4 7	1 4 7	1 4 8	1 4 8	1 4 8
10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
1 4 9	1 4 9	1 4 9	150	150	150

● 通所介護事業

≪提供するサービス内容≫

- ●事業所は通所介護計画に沿って、次のサービスを提供します。
- (1)生活指導(相談援助等) (2)介護サービス (3)健康状態の確認
- (4)送迎 (5)給食 (6)入浴 (7)個別機能訓練

≪実費負担(徴収する項目ごとに記載)≫

● 1割負担分

(要介護 1)6 1 4 円(要介護 2)7 2 5 円(要介護 3)8 3 7 円(要介護 4)9 4 8 円(要介護 5)1,060円

• 加算額

(入浴加算) 5 4円 (個別機能訓練加算Ⅱ) 6 0円 (サービス提供体制加算Ⅰイ) 2 0円 (中重度ケア体制加算) 4 9円

(介護職員処遇改善加算 I) 所定単位数に 40/1000 を乗じた単位数

● 食費負扣

750円

● 通常のレクリエーション以外に行う特別な行事 実費

≪事業実施日数≫ 週7日

≪提供時間≫ 10:15 ~ 15:20

≪職員体制≫

管理者 1名(常勤)

生活相談員5名(常勤・非常勤)看護師5名(非常勤・兼務)

介護職員 14名(非常勤)

機能訓練指導員 5名(非常勤·兼務)

≪目標≫

利用者ひとり一人の個別性を大切にした通所介護プランを作成します。また、社会福祉協議会が実施する通所介護として、地域の要介護者の要望に応えられる質の高いサービスの提供に努めます。

地域で活動している団体、ボランティア等と連携し、多様化する利用者の 希望に添えるサービスの提供に努めます。

- ①利用者の可能性を大切にし「できる」が持続され、また、「今までよりできた」につなげられる支援を目指します。
- ②ヒヤリハットを事例の収集と検討を重ね、事故予防に努めます。
- ③ボランティア等、地域との連携を深め、プログラム活動の充実と 地域に開かれたデイサービスを目指します。

≪その他(特徴的な取組、PR等)≫

- ●季節の行事、近隣の保育園や学校との交流、地域のボランティアによる レクリエーションプログラムを取り入れた多様な活動プログラムを提供します。
- ●認知症に対する理解を深め、利用者の個別性を重視した活動を提供し、住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう支援します。
- ●介護や看護に係る学生の実習を積極的に受け入れ、人材の育成に貢献します。

≪利用者目標(延べ人数)≫

※ 単位は省略してください。

【単位:人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9月
8 4 0	868	8 4 0	868	868	8 4 0
10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3 月
868	8 4 0	784	784	784	868

● 介護予防通所介護事業

≪提供するサービス内容≫

- ●事業所は介護予防通所介護計画に沿って、次のサービスを提供します。
- (1) 生活指導(相談援助等) (2) 運動器機能向上訓練
- (3) 健康状態の確認 (4) 送迎 (5) 給食 (6) 入浴

≪実費負担(徴収する項目ごとに記載)≫

● 1割負担分

(要支援1)1 か月1,766円(要支援2)1 か月3,621円

・加算額

(運動器機能向上加算) 242円

(サービス提供体制強化加算 要支援1イ) 78円

(サービス提供体制強化加算 要支援21) 155円

(介護職員処遇改善加算 I) 所定単位数に40/1000を乗じた単位数

●食費負担 750円

●通常のレクリエーション以外に行う特別な行事 実費

≪事業実施日数≫ 週 7 日

≪提供時間≫ 10:15 ~ 15:20

≪職員体制≫

管理者 1名(常勤)

生活相談員 5名 (常勤・非常勤) 看護師 5名 (非常勤・兼務)

介護職員 14名(非常勤)

機能訓練指導員 5名(非常勤・兼務)

≪目標≫

利用者一人ひとりの個別性を大切にした介護プランを作成します。また、社会福祉協議会が実施する通所介護として、地域の要支援者の要望に応えられる質の高いサービスの提供に努めます。地域で活動している団体・ボランティア等と連携し、多様化する利用者の希望に沿えるサービス提供に努めます。

- ① 利用者の可能性を大切にし「できる」が継続され、また「今までよりもできた」につなげられる支援を目指します。
- ② ヒヤリハット事例の収集・検討を重ねて、事故予防に努めます。
- ③ ボランティア等地域との連携を深め、プログラム活動の充実と地域に開かれたディサービスを目指します。

≪その他(特徴的な取組、PR等)≫

季節の行事の他、近隣の保育園や学校との交流、地域のボランティアによるプログラムや個別のレクリエーションなど、利用者の個別性に合わせ楽しんでいただけるようプログラムの多様化を図り、利用者に満足して頂けるサービス提供に努めます。 また、介護や看護に係わる学生の実習を積極的に受け入れ、人材の育成に貢献します。

≪利用者目標(契約者数)≫

※ 単位は省略してください。

4 月	5 月	6 月	7月	8月	9月
2 0	2 0	2 0	2 0	2 2	2 2
10 月	11 月	12 月	1月	2 月	3月
2 2	2 2	2 0	2 0	2 0	2 2

【単位:人】

地域ケアプラザ

1 総合相談(高齢者・こども・障害分野への対応)

福祉・保健の相談窓口であることの周知を継続して行い、来館者等とのコミュニケーションに努めます。

高齢者・こども(子育て)・障害分野をはじめとして様々な制度、施策、サービス等、フォーマル・インフォーマルを問わず情報の収集を行います。相談やサロン等の事業の各場面を通して、参加者のニーズ把握に取り組むと同時に、それらの場面を活用して必要とされる情報提供を行うことで支援を行います。

また、地域住民の生活は縦割りでなく、各分野が複雑に絡み合っていることを認識し、関係機関・団体・グループ等と連携し、生活課題を解決するための総合的な取組・支援を行います。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

生活支援コーディネーターを加えた5職種が連携し、地域住民主体tで地域特徴や課題に合わせた支援を行います。地域包括支援センター職員は「個別支援から地域支援」へ、地域活動交流コーディネーターは「地域支援から個別支援」への視点を中心として、各職員の専門性を活かした業務連携を行います。これにより個別ニーズや地域ニーズを把握・共有し、個別支援や新たなサービス開発や地域の関係作りなど地域支援に結びつけます。

特に地域福祉保健計画 地区別計画を推進して行くにあたり、地域アセスメントシートの作成や地区支援記録を5職種、区や区社協とともに作成・共有し、共に地域の福祉活動が活性化するよう活用していきます。その実現には、5職種会議を定期的(月1回)に開催し、情報の共有化に努めます。

また、それぞれの部門で年間事業予定表を作成し、年度を通し状況を把握することで、当該年度だけではなく、中・長期的な目標を確認できるよう活用します。

単位町内会の中での身近な支え合いのつながりをつくっていく支援も行います。

3 職員体制・育成

常勤職員についてはベテラン・中堅・新人等経験により適材適所の配置と、定期的な異動による職場の活性化を図っています。

また、資格要件等の職員配置基準を満たした配置を行います。さらに、法人で作成した「横浜市社会福祉協議会地域ケアプラザ専門職に求められる職員像」に基づき、職員は現在の自身のレベルを自己評価する機会を設け、スキルアップが必要な項目を把握し、日々の研鑽に努めます。

常勤、非常勤等、役割の見直しを行うと同時に人件費の効率的な執行に心がけます。 法人による人材育成計画並びに施設独自の研修計画を作成し、階層別並びに職種別 に研修を実施します。また、日常業務においてOJTを実施し人材を育成するととも に、外部の研修にも積極的に参加することで、法人職員、地域ケアプラザ職員として の資質向上・専門性の向上に努めます。

さらに、法人内部で各職種別の連絡会(月1回程度)を開催し、情報やノウハウの 共有、共通する課題の解決、資質向上のための研修等を行っています。

研修に参加した際は、必ず報告し振り返りを行うことで効果を高め、また、他職員への伝達研修を行うことで、職場での業務へ反映します。

日頃の職員の取組を成果としてまとめ、事例検討会や研究発表大会等の場を利用して公表していきます。これらにより他の地域ケアプラザや地区社協等の取組の参考としてもらい、小地域活動を活性化する先導役を担います。

4 地域福祉のネットワーク構築

港南区、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、地域の福祉関係者、ボランティアグループ等との連携を図り、地域での支え合い活動が推進されるよう、小地域における福祉活動の充実に取り組み、地域の皆様と共に地域福祉保健計画の推進を図ります。その実現には、指定管理者として、区政運営方針に従い事業推進を行うため、区の担当部署との連携を図ります。関係機関の定期的な会議等に参加し、積極的に情報交換や調整、連携を行っていきます。

地域福祉保険計画の推進については、本会の活動理念「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」のとおり、主役は地域住民であることを基本とし、地域の特性が活きるよう、区、区社会福祉協議会、地区社会福祉協議会等との連携を図り、日常生活圏における福祉のまちづくりを地域のみなさんと推進します。

「顔の見える関係づくり、迅速な問題解決、地域福祉の推進」という三つの柱を踏まえ、区政の特徴を活かし次のとおり実施します。

- ① 地域の関係機関・関連団体(自治会町内会・民生委員児童委員協議会・地域団体・地区社会福祉協議会・施設・福祉保健機関)との連携を図り、定期的な会合や情報交換を実施します。
- ② 地域住民や地域団体(NPO等)への働きかけを積極的に行います。
- ③ 区社協との連携を図ります。
- ④ 福祉保健以外の社会資源との連携を図ります。
 - 地区内保育園・幼稚園・小中学校(PTAなど)高等学校
 - 警察、消防、区内公共施設など
 - 地域の商店など

街のアドバイザー等、様々な知識、技術、経験を持った区民、団体の力を活用します。

地域活動交流部門

- 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供
- ① 5 職種で「地区支援記録」を活用し、日常のニーズの発見をするよう努めます。 関係機関と情報共有し、課題の発見や解決について検討、取り組みを行います。
- ② 地域の会議(連合・民児協定例会等)や事業(祭り・講座・防災訓練等)に積極的に参加し、住民との関係作りや情報収集・提供に努めます。また、ケアプラザで把握した担い手や資源を各地区で共有します。
- ③ 地域包括支援センターとは、5 職種ミーティング(毎月)での情報共有や、事業(祭り・認知症サポーター養成・配食事業等)での相談・情報共有を行い、個別支援と地域支援の調整を行います。
- ④ 大久保最戸支援チーム会議を随時開催し、区役所・区社協との情報交換、連携の場を設けます。永谷・永野地区については、近隣ケアプラザで開催されている支えあいネットワークに出向き、情報収集・提供に努めます。
- ⑤ 会場利用者懇談会や各利用団体の日々の交流等を通して、日頃ケアプラザに出入り する方からの要望や意見の収集に努めます。
- ⑥ ケアプラザから遠方の地域へは、地域包括支援センターや近隣地域ケアプラザと協働して、地域に出向いての事業実施や情報提供に努めます。
- ⑦ ケアプラザ広報紙の発行(隔月・班回覧)、広報よこはま区版や区社協広報紙、タウンニュース、ケーブルテレビ、ホームページ、ブログ等様々な媒体を通して、一般住民の方への情報発信を行います。
- ⑧ ケアプラザ内の情報コーナーを分かりやすく整備します。事業のチラシを窓口に設置したり、ケアプラザの各部屋に掲示したりして、多くの方の目に触れるように努めます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ① ケアプラザ利用団体に対して、福祉活動への参加を進めます。ケアプラザ事業の高齢者サロンでの活動の披露や福祉教育の講師を依頼し、活動の場を提供します。
- ② エコプラザは、ボランティア団体(てまり・おはり箱・水仙クラブ)や地域の個人ボーランティアと協力して実施します。
- ③ ふれあいまつりは、個人ボランティア、ボランティア団体、地域の自治会、福祉事業所、地区センターと協力して実施します。
- ④ 貸室の空き状況を一覧にし、ロビーに掲示します。予約の手順も掲示します。
- ⑤ ボランティアの集いや利用者懇談会をとおして、団体同士の相互理解や互いの活動 への協力が生まれるように、グループでの交流などを行います。
- ⑥ 利用者懇談会では合同清掃等をとおしてケアプラザ運営への住民参加を進めます。

3 自主企画事業

- ① 事業参加者からのアンケート、地域や関係機関から寄せられた情報や予算等から総合的に判断し、包括支援センターやサブコ会議で検討のうえ、自主企画事業を企画します。
- ② ボランティアコーナーでのギャラリーを通して、地区センターの利用団体や地域の 団体とのつながりを深めます。
- ③ 南高校料理部と共催で小学生とのおやつ作り、シニア男性との交流でのカフェの事業を実施します。
- ④ 花植えボランティア「水仙クラブ」と協力し、草取り・花植えボランティア活動「グリーンデイ」を開催します。
- ⑤ 事業参加者からアンケートを取り、来年度への改善点を洗い出します。
- ⑥ 全ての自主事業について参加者主体を目指した運営を心がけます。保育園やヘルスメイト、ボランティア等、できる限り地域と連携した形で実施します。
- ⑦ 高齢者サロン「ひなたぼっこ」では、毎回ゲストとして地域の方やケアプラザ利用団体にレクリエーションや活動の披露を行っていただきます。
- ⑧ 地域包括支援センターと連携して自治会や事業所、学校等での出前講座・福祉教育を実施します。
- ⑨ 子育て支援として 1歳児学級「ひよこ・くらぶ」を地域の子育て支援ボランティアグループ「ひよこサポーターズ」とともに運営し、親子どうし、地域のボランティアとの交流をはかります。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ① ケアプラザでのボランティア受け入れに関しては通所部門と連携し、パンフレット の作成や登録様式や方法の見直し等を行います。新規にボランティア登録をした方 には、パンフレットやチラシを用いて、オリエンテーションを行います。
- ② 区ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入を行います。相談・調整 を記録し、職員同士共有します。
- ③ コーディネートに必要な情報を整理し、他部門も含め全ての職員が利用できるよう にします。
- ④ 自主事業の受講者に対して、ボランティア活動の機会の提供や情報提供をします。
- ⑤ ケアプラザ内や地域で活動するボランティアグループに対して、運営や経理の相談、講座の開催、ボランティア募集、事故時の対応等、支援を行います。
- ⑥ 子育て支援ボランティア講座を実施し、1歳児学級の講座を一緒に運営します。
- ⑦ 花植えボランティア、水やりボランティアを募集し、新たなボランティアを発掘します。水やりボランティアは子どもから高齢者まで募集し、ボランティアの世代間交流の場にします。
- ⑧ 祭りやエコへの取り組み(打ち水)など、誰でも参加しやすい魅力ある活動を提供します。

⑨ 広報紙やホームページ、ブログ、掲示などをとおして、ボランティアの活動を活き活きと伝え、新たな担い手を募集し続けます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

「総合相談」は地域包括支援センターの中でも、本人とかかわりを持つ「最初の窓口」です。「身近な相談窓口」「ワンストップサービス」を基本に、地域住民が住み慣れた「まち」で安心して暮らしていくことができるよう、総合的な支援を行います。

窓口や電話での相談対応に際しては、懇切丁寧な対応を行い、ケアプラザのみでは対応できない相談でも、専門の相談機関への紹介・つなぐ等、連携を心がけます。

民生委員等、地域の福祉保健関係者と連携して、継続的な見守りが必要な単身 世帯・高齢夫婦世帯や認知症高齢者のいる世帯などを定期的に訪問します。

ケアプラザで開催している介護予防や高齢者サロン等の参加者の状況等を地域交流 コーディネーター等の他職種と情報交換を行うことにより、実態把握を行います。

自治会・町内会や民生委員児童委員協議会など地域の会議に積極的に参加し、また高齢者の立ち寄る機関(郵便局・コンビニ・商店・交番・配達業者等)とのネットワークを形成し、顔の見える関係づくりを行っていきます。それにより個別・地域ニーズを汲み取り個別支援につなげます。

地域ニーズに応じた講座、勉強会等を開催します。

地域包括支援ネットワークの構築

- ・包括エリア内の地区民児協への出席をします。
- ・区役所作成資料を用いた地域包括支援センターの積極的周を行います。
- ・包括エリア内の地区社協や助けあいグループの活動情報交換会を実施してお互いの 情報交換を行い課題を解決したり発展できることを目指します。
- ・地域ケア会議を実施し(支え合いマップと個別ケースの地域ケア会議)、在宅で長く暮らせるように(在宅で看取りができる)地域と福祉と医療が連携をとり見守り支え合える地域を目指します。

実態把握

生活支援コーディネーター、地域活動交流事業コーディネーターやケアマネジャー、 地域住民、関係機関と地域で気になる高齢者等の情報を共有できる体制を構築できる よう取り組んでいきます。

- ①地域で行われる地区民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会定例会議、 連合町内会会合等の会議や行事に参加して情報収集を行い、実態把握に努めると ともに、顔が見える関係づくりを行います。
- ②直接来館することが出来ない相談者や相談者の生活状況を直接把握する必要性があると判断した場合、専門関連機関や他職種(区役所の福祉職、保健師、ケアマネジャー等)、相談者の家族と連携をとりながら、直接相談者の自宅を訪問することによる実態把握を行います。
- ③総合相談ケースを町名毎の集計を行い、量的データの蓄積から読み取れる 傾向 や課題等を把握します。
- ④各事業のアンケート結果や運営協議会、地域包括支援センター職員等が参加した地域の様々な会議からいただいた意見を反映できるよう努めます。
- ⑤住民支え合いマップづくりを地域に出向き実施することで「地域の特徴や強み」「地域住民の状況」や「地域資源」など住民とともに見える化をして実態把握を します。

2 権利擁護

権利擁護

虐待や悪徳商法のターゲットにされやすい高齢者の権利を守るため、また高齢者に限らず、障害児・者や子供などで権利を侵害されている人に対しても、身近な相談機関として幅広く対応できるスタンスを持ち、迅速且つ適切に対応し関係機関と協働します。

- ① 区役所やあんしんセンターと連携し、権利擁護に関する相談対応・各種制度の申し立て支援を行います。
- ② 成年後見サポートネットワーク等の関係会議に参加し、弁護士・司法書士等の専門職種との連携を図ります。
- ③ 成年後見制度や任意後見制度、あんしんセンター事業を地域に分かりやすく啓発するため、寸劇を自治会や地域のサロンで上演・講演会を行います。
- ④ケアプラザで開催している事業や地域の情報から、権利が侵害されている情報を汲み取り、他職種と連携して対応します。
- ⑤ 消費生活センターと連携し地域の高齢者向けに悪徳商法予防講座を行います。

高齢者虐待

常に権利擁護の視点を持ち、相談対応を行います。

通所介護事業や居宅介護支援事業所と日頃から連携を持ち、高齢者虐待を把握した場合には、速やかに行政に報告し、介護者支援の視点をもち、虐待の防止と保護に努めます。また、区役所との定例カンファレンスなどの場を活用して、虐待事例や虐待が疑われる事例に対する情報共有や支援の方向性の確認を行います。高齢者虐待に関する理解促進を図り、相談機関の存在等を地域に分かりやすく啓発します。

認知症

総合相談で認知症の相談が増えていることや、地域ケア会議・住民支え合いマップからの気になるケースなどが認知症疑いなど、地域での認知症理解が必要という課題があります。地域住民、自治会向けなど、高齢者の関わる機関や小中高生等の幅広い世代に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の正しい理解促進を図ります。講座開催の際にはキャラバンメイトにも参加していただき、地域の中で認知症高齢者を支える取り組みについてPRを行います。

認知症高齢者の介護者支援を目的とした介護者の集いを定期的に開催し、介護者 同士のピアカウンセリングや介護に関する情報交換を行います。

地域の福祉保健関係者や区役所等と連携し、認知症高齢者の世帯に定期的に訪問し、 状況確認を行うとともに、介護者支援を行います。

3 介護予防マネジメント

介護予防ケアマネジメントカ

いつまでもいきいきと在宅で生活していくことができるよう支援します。二次予防対象者、要支援 1・2と認定された地域の高齢者に対し、本人ができることはできる限り自ら行えるよう「自立支援」を行うことを基本とします。また、利用者の主体性を尊重し、自立支援を目指したプラン作成で行動意欲を高め、家族等の協力を得ながら、自立した生活が維持できるよう支援します。

また、介護予防支援業務委託契約を締結している居宅介護支援事業所との連携やスキルアップの機会の提供等の支援を行っていきます。

- ① 利用者の自立に向けた目標志向型プランの作成に努めるため、地域の社会資源を活用し「包括的・継続的な地域生活支援」ができるよう、本人や家族、居宅介護支援事業所と協力をしていきます。
- ② 高齢者自身が自ら意欲の向上を図れるような知識の提供、日常生活における取り 組みについて丁寧な説明と、利用者本人が生活上の課題と改善について気付いて いただけるよう、インフォーマル事業やサービス等の活用を提案していきます。
- ③ 「たすけあいグループ茶卓」の活動支援、定例会議などの後方支援を区社協とと もに行います。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域ケアプラザ広報紙や自主事業、出前講座、地域の食事会、地区民児協等を活用し、地域住民に対して介護保険制度の概要や介護予防に加え、権利擁護関係の情報発信、「認知症になっても住みやすいまちづくり」を目指した普及・啓発活動を引き続き行います。

- ①当施設地域包括支援センター担当エリアである「大久保・最戸地区」「永谷地区」「永野地区」の地区民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会定例会議、連合町内会会合等に地域包括支援センター3職種と地域活動・交流コーディネーター、生活支援コーディネーターと連携・協力しながら参加し、相談しやすい顔の見える関係を日頃から構築し、住民主体での活動状況や活動上における課題等、地域のニーズを把握して関係機関とともに課題解決に向けた取り組みを行います。
- ② 既存の「港南区民生委員・ケアマネジャー連絡票」について、集まっている連絡票の状況確認を引き続き行い、終了者(施設入所・死亡など)の連絡票の回収等を行い、それぞれにケアマネジャーや民生委員に引き継ぎを行います。

医療・介護の連携推進支援

既存の「港南区医療機関情報シート」について、医療とスムーズな連携が図れるよう、研修会の場等で引き続き周知を行い、新たに開設した居宅介護支援事業所へ提供していきます。また、当該シートの更新方法等について、港南区主任ケアマネジャー分科会で検討します。

- ① 在宅医療に関する情報交換を行い、ケアマネジャーをはじめ介護事業所との多職 種間の連携強化(医療と福祉のネットワーク構築)を目指す「医福(いっぷく) ネット港南」を年3回、開催します。
- ② 地域のドクターとケアマネジャーとの連携がスムーズにとれるよう、施設協力医の健康相談日に合わせて「ドクターとケアマネの相談タイム」を月1回程度、開催します。

ケアマネジャー支援

日常業務の中でケアマネジャーから個別相談や支援困難事例等へのサポート等を引き続き行います。

また、ケアマネジャー同士の連携推進や港南区全体のケアマネジメントの質の向上を 目指し、次のような取り組みを行います。

- ① ケアマネジメントを実践するために必要な情報の共有や精神的サポート等が可能となるよう、気軽に相談できる場の提供とケアマネジャーのスキルアップ、相互の連携支援を目的として、月1回程度「ケアマネサロン」を開催します。 奇数月は港南中央地域ケアプラザ、偶数月は港南台地域ケアプラザを会場として、港南区主任ケアマネジャー分科会協働で開催します。
- ② 港南区福祉保健センターと港南区主任ケアマネジャー分科会との共同企画として、上半期に「新任・就労予定ケアマネジャーのための施設見学会」、下半期に「初級ケアマネジメント講座」を実施します。 下半期の講座が終了した後、実習の振り返りを行うとともに、参加者による
- 自主勉強会の立ち上げ支援を行います。
 ③ 昨年度までに実施した「初級ケアマネジメント講座」をきっかけとして立ち上がった4つの自主グループの勉強会について、9名の主任ケアマネジャーで引き続き、サポートを行います。
- ④ 港南区ケアマネジャー連絡会への支援を引き続き行います。 具体的には連絡会との情報共有を図り、港南区で活動するケアマネジャーの状況 や課題を把握するとともに、ケアマネジャー自身が自ら必要なスキルを考え、 スキルアップに向けた取り組みを行えるよう、当該連絡会における研修会等の 企画、実施に向けたサポートを9名の主任ケアマネジャーと協働(輪番)で 行います。
- ⑤ 要支援および総合事業対象者を委託している居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、ケアプラン作成時の支援やサービス担当者会議等において助言等を行い支援継続していきます。
- ⑥ 東永谷地域包括エリア内の助け合いグループ(インフォーマル)の情報提供をし、介護サービス事業所だけではなく、多様なサービスからよりよいケアマネジメントが行えるように情報発信していきます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ①「地域包括ケアシステムの実現」にむけて、地域ケア会議を実施していきます。 地域ケア会議は、「地域包括ケアシステムの実現」に向けた1つの手法として、 地域と福祉、医療などが高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤 の整備(地域づくり)を同時に図っていくことを目的としています。中・長期的 な視点に立った運営ができるよう努めます。
- ② 港南区社協が把握している区域での地域課題解決に向けた取り組み(地区社会福祉協議会と住民参加型団体との連携強化)に協力ます。

介護予防事業

介護予防事業

高齢者が住み慣れた地域で介護予防を意識して、具体的な取り組みを始める機会を 提供し、日常生活の中で身体状況に応じた介護予防活動を実践する高齢者が増えることを目指します。

介護予防についての意識の向上を図り、その後、地域の社会資源である健康教室への参加、サロンや体操教室への参加等、「元気づくりステーション」の取り組みが行えるように支援していきます。また、健康づくりの場の連絡会を開催し、地域の健康

- づくりの場の支援者との連携を深め、見守りネットワークの構築を目指します。
- ① 情報収集に地域のサロンなどに出向き、地域アセスメント(地域診断)を行い、 戦略的に地域の活性化、元気づくりステーション等、地域のボランティア育成の 講座を実施していきます。
- ② 民生委員児童委員協議会や地区社会福祉協議会定例会議、シルバークラブ等へ 参加して周知していきます。
- ③ 地域の食事会、会合等へ参加して高齢者への健康相談を行うとともに介護予防の 普及啓発に努めていきます。
- ④ 地域ニーズの把握に努め、さらに区や区社協、地域活動交流コーディネーター等と協力しながら、既存の社会資源への協力体制の整備と必要な資源の開発に努めます。
- ⑤ 地域ケアプラザや地域の中でサロンや活動している方の連絡会を開催して課題を 把握し、課題解決に向けたサポートを行っていきます。
- ⑥ 区と区社協と協働で介護予防や健康づくりに関する情報共有を行い、地域の健康 づくりの場の支援者等との連携を深め、諸事情により地域のサロン活動に参加が 難しくなった方々等への継続的な支援ができるしくみづくりを目指します。
- ⑦ 福祉ネットワークや助け合いグループ「茶卓」等の助け合い活動の情報交換会を 今年度は事例発表などを行い開催し、活動のフォローアップを行っていきます。
- ⑨ 「支え合いマップづくり」を行い、「地域住民の状況」を見える化をして「課題」「地域資源」などを地域住民と把握して一緒に課題解決に向けた行動を検討して実施を地域に出向いて行います。

その他

平成28年度は介護保険制度改正をはじめ、生活困窮者自立支援法や子ども・子育て支援制度の施行、 新オレンジプランが策定される等、社会福祉全般を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。それらは 地域福祉と関係が深く、その課題の発見と解決には生活に根ざした地域住民の支えが不可欠です。私たちは、その実現に向け、活動理念である「誰もが安心して暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」に基づき、地域の皆さまと歩み、進みます。

また、第3期の港南区地域福祉保健計画が策定される中、その内容を踏まえ、地域の皆さまと共に、行政、関係機関と連携し地区別計画の推進を行います。

その他

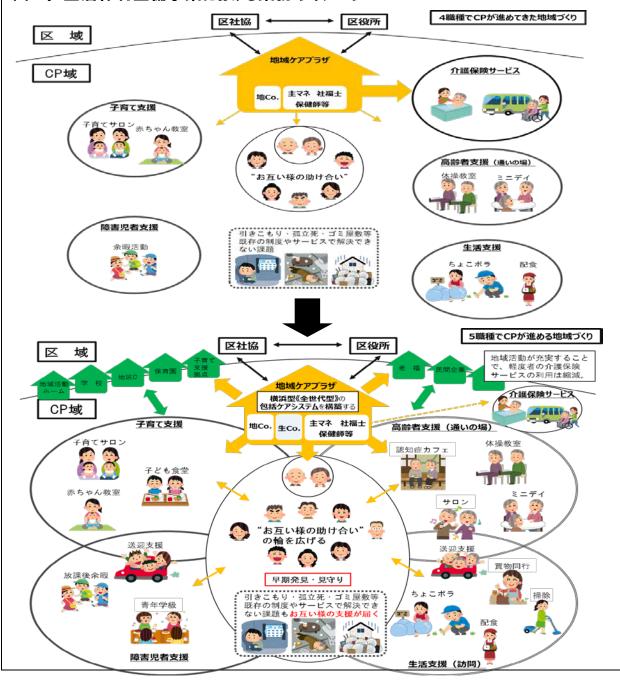
生活支援体制整備事業について

平成27年度から生活支援体制整備事業が開始され、平成28年4月から生活支援コーディネーターが配置されました。

図1)のとおり生活支援コーディネーターの配置により、子育で・高齢者・障害者・生活支援などこれまで個々に行っていた活動が更に拡大・拡充することにより、関係機関や住民など地域の多様な主体が連携・協働することで、地域の福祉力を強化し「支え合いのまちづくり」を創出します。更に、支えられる側の人が支える側として活躍できる活動に参加し地域の役割を担うことで、その人の介護予防につながる取組も進めます。

また、区社協や区役所の支援ツールの活用など、それぞれの機関の特徴を活かし一体的に関わることで、子育てや高齢者など全世代を対象にした横浜型の包括ケアシステムの構築を目指します。

図1)生活体制整備事業における業務のイメージ



平成28年度 地域ケアプラザ収支予算書(モデル)

施設名:東永谷地域ケアプラザ

平成28年4月1日~平成29年3月31日 (**単位**:千円)

	科目		地域活動交流	地	或包括支援センタ	ı—	居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	生活支援
			地域冶勤义加	包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			認知症対応型	
	指定領	管理料等収入	15,311	29,069	151	12,230				5,789
	介護係	呆険収入					25,876	92,370	9,876	
	その作	也	180							
収		負担金収入	90							
入		雑収入	90							
	収	入合計(A)	15,491	29,069	151	12,230	25,876	92370	9,876	5,789
	人件	費	9,295	24,652		6,499	19,480	56,147	8,608	5,200
	事務領	費	98	138		28			99	
	事業領	# 1	1,389	6,502	151	6,068	565	32,017	1,055	328
	管理		6,233	1,657			83	424		
支	その作	也	-1,524	△ 3,880						
支出		施設使用料相当額	△ 2,878	△ 4,762						
		小破修繕	474	126						
		運営協議会	41	756						
		消費税	839							
	支	出合計(B)	15,491	29,069	151	12,595	20,128	88,588	9,762	5,528
4)	又支	(A) – (B)	0	0	0	-365	5,748	3,782	114	261

- ※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。
- ※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。
- ※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。

	①募集対象			 主 事 業		 額	
事業名	②募集人数	√ Λ √ ∇ #L	収	入		支出	
	③一人当たり参加費	総経費	指定管理料	参加費	講師謝金	材料費	その他
ひよこ・くらぶ	1歳児の親子						
	各回25組	16680	4180	12500	6000	9000	1680
	500円/5回分						
南高校料理部・スイーツ交流!	小学生						
	40名	20000	8000	12000	0	20000	0
	各回300円						
運営協議会							
	委員19名	9720	0	0	0	9720	0
グリーンデイ	地域住民						
	特になし	15000	15000	0	0	15000	0
 種まき体験							
	20名	4000	4000	0	0	4000	0
ひなたぼっこ							
0.46721652	各30名程度	90000	24000	66000	0	90000	0
	200円/回	90000	24000	00000	0	90000	0
		60000	40000	20000	0	60000	0
東永谷地域エコプラザ	地域住民						
	特になし	10000	10000	0	0	10000	0
—————————————————————————————————————							
	特になし	5000	5000	0	0	5000	0

事業ごとに別紙に記載してください。

横浜市東永谷地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
子育てサロン「めだか」		毎月第4火曜日 10:00~11:30

事業名	目的・内容	実施時期・回数
		毎月第1土曜日 10:00~11:30
	110.39°	

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
1歳児学級応援ボ ランティア講座	子育て支援ボランティアを育成し、講座終了後1歳児学級を一緒に運営することを目的にボランティア講座を実施します。	

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
	1歳児の親子を対象に、親子のふれあいの場、学びの場として実施します。プログラムを通して、より良い親子関係を気づく一助とします。母親同士の交流も図ります。	5月ごろ 11月ごろ 5回連続講座

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
ヘルスメイト協 働事業「食育講 座」(共催)		10月6日 10:00~12:00

事業名	目的・内容	実施時期・回数
南高校料理部・スイーツ交流!		8/5、8/6 13:30~15:30

事業名		目的・内容等	実施時期・回数
高齢者ふれあ サロン「ひな ぼっこ」	なた !		毎月第3木曜日 13:30~15:00

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
高齢者ふれあい サロン「ひなた ぼっこ」野球観 戦	高齢者サロン「ひなたぼっこ」の参加者を対象に、野球観戦ツアーを実施します。仲間づくり、閉じこもり予防、遠出の外出づくりの機会の創出、参加者間の交流を目的に実施します。	8月ごろ
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
高齢者ふれあい サロン「ひなた ぼっこ」バス旅 行	高齢者サロン「ひなたぼっこ」の参加者を対象に、日帰りのバス旅行を実施します。仲間づくり、閉じこもり予防、遠出の外出づくりの機会の創出、参加者間の交流を目的に実施します。	11月下旬
事業名	目的・内容等	実施時期・回数
高齢者ふれあい サロン「おりが みサロン」(共 催)		毎月第1火曜日 13:30~15:00
事業名	目的・内容	実施時期・回数
ふれあいカフェ 「あんず」(共 催)	ボランティアグループ「あんず」、障害者の事業所「ジャンプ」との協働により、パンや飲み物を販売します。メンバーの働く場や地域とのふれあいの場とし、地域への障害者理解・啓発の機会とします。	毎週木金曜日 11:00~14:00
		_
事業名 障害者地域作業 所交流事業 ロビー販売(共 催)	目的・内容 ケアプラザロビーでの障害者の事業所等の自主製品の販売 をとおしての地域との交流の場とし、地域への障害者理解・ 啓発の機会とします。 ①「そよかぜ南の家」	実施時期・回数 ①毎週火曜日 ②毎週水曜日
		<u> </u>
事業名 区社協協働事業 夏休み障害児余 暇支援事業「な つっこ」(共 催)	目的・内容 区社協や近隣地域ケアプラザ、特別支援学校と協働し、学 齢障害児を対象とし、地域のボランティアとのふれあいと 余暇の時間を提供するとともに、ボランティア育成を行い ます。	実施時期・回数 8/1 (月) 10:00~15:00
事業名	目的・内容	実施時期・回数
男性ボランティ ア手づくりカ フェ	男性ボランティアの仲間づくり・ボランティア育成、地域 の方々の交流の場の創出を目的にカフェを実施します。	毎月第2月曜日
-La VIII.		
事業名 グリーンデイ	目的・内容 花植え等のボランティア活動を通して、仲間づくり、地域 参加を行うこと、ボランティア育成を目的に実施します。	実施時期・回数 第3木曜日 9:30~11:30
-1- VII/A 1-1	H. II.	
<u>事業名</u> 種まき体験	目的・内容 種まき体験を行い、半分を個人の苗として、もう半分をケアプラザの植え込みに植えることとして、花植えに関わる地域の方を増やします。また、花植えボランティア「水仙クラブ」のPRの機会とします。	<u>実施時期・回数</u> 4月21日 5月19日

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
配食ボランティ	配食ボランティア「てまり」と共催し、高齢者や障害者世	毎週水曜日
ア「てまり」	帯等への手作りのお弁当の配達をとおして、ふれあいや見	
(共催)	守りを行いました。支援が必要な方については地域包括支	
	援センターと連携して対応します。	
事業名	目的・内容	実施時期・回数
配食ボランティ	「てまり」の配食サービス利用者を対象に会食会を行い、	春:5/11(水)
ア「てまり」会	利用者やボランティアとの交流や、活動への要望をうかが	
食会 (共催)	う場とします。	
	/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
事業名	目的・内容	実施時期・回数
手作りボラン	高齢者や高齢者、介護者等を対象に、お直しの活動を行い	おはり箱活動日:
ティア「おはり	ました。親子向けに針仕事のお手伝い等も行います。	毎月第1・2・4水曜日
箱」(共催)		P#/1//11 2 1/1///E P
/1日』 (ノヘ1圧)		
	<u> </u>	1
事業名	目的・内容	実施時期・回数
おはり箱講座	作品作りをとおして、仲間づくりやボランティア育成の	7/13・27・8/3
「お野菜を作ろ	きっかけとしました。手づくりボランティア「おはり箱」	1, 10 21 0/0
「ね野米を作り う!!	のPRの機会にします。	
ノ ; ; 」	V/I NV/I双云にしより。	
事業名	目的・内容	実施時期・回数
おはり箱布おも	手づくり作品の作成を通して、参加者同士やボランティア	2月ごろ実施
ちゃ講座	との交流を行いました。手づくりボランティア「おはり	
) (HII)	箱」のPRの機会にもします。	
事業名	目的・内容	実施時期・回数
布おもちゃ・車	手作りの布おもちゃや車いす等の貸出をとおして、地域の	毎日
いす等の貸出	育児支援や生活の支援を行います。	
	'	
事業名	目的・内容	実施時期・回数
会場利用者懇談	会場利用登録団体に対して適切な利用の周知や要望をうか	2月ころ実施
会	がうと共に、団体同士のネットワーク作りやボランティア	-/ - / / - / / / /
	活動へのきっかけ作りを行います。	
事業名	目的•内容	実施時期・同数
事業名地域ケアプラ	目的・内容 ボランティアや暗宝者団体等による出店 展示等をとおし	実施時期・回数 11/15(士)
地域ケアプラ	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおし	11/15(土)
地域ケアプラ ザ・地区セン	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおし て地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周	
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおし	11/15(土)
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおし て地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周	11/15(土)
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおし て地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周	11/15(土)
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回)	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。	11/15(土) 10:00~14:00
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあ	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあ	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあ	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあ	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあ	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあ いの丘」の発行	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町内会での回覧や関係団体への配布を行います。	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発 行)
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあ いの丘」の発行	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町内会での回覧や関係団体への配布を行います。 目的・内容等	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発 行) 実施時期・回数
地域ケアプラ ザ・地区ヤアプラ れあに高祭「かまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあいの丘」の発行 事業名 ボランティア	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町内会での回覧や関係団体への配布を行います。	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発 行)
地域ケアプラ ザ・地区セン ター合同祭「ふ れあいまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあ いの丘」の発行	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町内会での回覧や関係団体への配布を行います。 目的・内容等	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発 行) 実施時期・回数
地域ケアプラ ザ・地区ヤアプラ れあに高祭「かまつり」 (第19回) 事業名 広報紙「ふれあいの丘」の発行 事業名 ボランティア	ボランティアや障害者団体等による出店、展示等をとおして地域住民の交流やふれあいの場、地域ケアプラザの周知、ボランティア発掘の機会とします。 目的・内容等 地域ケアプラザの役割の周知や福祉保健等に関する情報提供を行うために、広報紙「ふれあいの丘」を発行し、近隣町内会での回覧や関係団体への配布を行います。 目的・内容等 ギャラリーを通した地域の方々との交流を目的に、趣味	11/15(土) 10:00~14:00 実施時期・回数 6 回発行 (各回1,500部発 行) 実施時期・回数 ①②の期間募集

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
プラザ	地域ケアプラザと住民が協働でエコ活動 (グリーンカーテン・打ち水・ゴーヤ感謝祭・館内の節電等) に取り組み、特に乳幼児の親子等も含めて参加を呼びかけ世代間の交流につなげます。	7~8月ごろ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
座」	生活にちょっと役立つ事柄をテーマに、地域の自治会・町内会館に出向いて開催します。「介護保険」「認知症サポーター養成講座」などの講座を開催し、地域住民が身近に福祉に触れ、理解を深める機会として実施します。また、講座の企画や寸劇出演などで協力を仰ぎ、地域住民とネットワークを構築します。	随時

事業名	目的・内容	実施時期・回数
報交換会	東永谷地域ケアプラザエリアの助け合い活動(福祉ネット ワーク・助け合いグループ・自治会の助け合い活動)の情報 交換会を開催しました。	秋ごろ

事業名	目的・内容	実施時期・回数
進の支援	大久保最戸地区の「ハートのあるまちづくり」の推進を支援します。永谷・永野地区については、近隣の地域ケアプラザと協働で支援を行います。	随時

事業名	目的・内容	実施時期・回数
	地域ケアプラザのよりよい運営を図るために運営協議会を 開催し、地域の様々な声や要望を事業に反映出来るよう、 委員の意見を十分に取り入れて開催します。	3回

事業名目的・内容		実施時期・回数
7 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	護経験者を対象に、介護 分介護疲れ等のリフレッ と行うことができるよう 行いつつ、介護保険・権 後の生活に関する勉強会	毎月第3水曜日 13:30~15:30

事業名	目的・内容	実施時期・回数
地域の身近なド クターによる健 康相談		毎月第3金曜日 14:00~15:00

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
室「花みずきの	簡易な体操を通した健康維持と参加者同士の交流の場です。平成16年度より開催した「転倒予防教室」受講者のOB会として発足し、20年度からは自主事業化しました。地域ケアプラザは側面的に支援します。	毎月第2第4金曜日 10:30~12:00
	※「花みずきの会」と共催	

事業名	目的・内容	実施時期・回数
健康マージャン 「ふれあい倶楽 部」	『健康マージャンを楽しむ会をつくりませんか』のOBが中心となり、平成23年4月自主化しました。地域ケアプラザは側面的に支援します。	第1第2第4木曜日
	※「ふれあい倶楽部」と共催	

事業名	目的・内容	実施時期・回数
けやきの会		第2・4月曜日 13:30~14:30

事業名	目的・内容	実施時期・回数
室	** = 2 · · · D · · · · 2 **/- = 1 * · · · · · ·	第2・4金曜日 13:30~15:00
	※「いきいき体操教室」と共催	

事業名	目的・内容	実施時期・回数
元気体操教室		第4月曜日
	に体操教室を実施します。	

事業名	目的・内容	実施時期・回数
東永谷地域ケア	ケアプラザの事業、地域の出来事などをブログにて発信し	毎月7回以上更新
プラザブログ	ます。	
「ながみちゃん		
日記」		